

パブリックコメント
市民意見募集手続の流れ（制度の概要）

1「計画等」とは（要綱第3条）

- ア 市の基本的な政策を定める計画（総合計画等）
 - イ 個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画
 - ウ 市民の権利義務に関わる条例等
- 対象の適用除外（第4条）

対象となる計画等案（1）の策定

市民意見募集手続

計画等の案を市民等（2）に公表（第5条）
計画等の案と併せて、次の資料を公表する。
ア 計画等の案の趣旨、目的及び背景
イ 計画等の案の概要
ウ 計画等の案に関連する資料
《意見の提出先・提出方法・提出期限等を明示》

2「市民等」とは（第2条）

- ア 市内に居住、通勤、通学する者
- イ 市内に事務所等を有する個人や法人等
- ウ 案件に利害関係を有する個人や法人等

【公表の方法（第6条）】公表は指定場所での閲覧及び市ホームページへの掲載による公表に当たり、意見募集手続を行う旨、広報うえだやホームページ等で周知

市民等の意見の募集（第7条第1項）
募集期間は30日以上
募集期間の短縮規定あり（同条第2項）

【意見の提出方法（第7条第3項）】

- 指定場所への提出、郵便、電子メール
- FAX等
- 匿名不可（第7条第4項）

市民等の意見の検討

反映できる意見

意見を取り入れて計画等の案の修正

反映できない意見

理由の整理

計画等の意思決定（第8条第1項）

【結果の公表方法（第8条第2項）】

- 指定場所での閲覧及び市ホームページへの掲載
- 類似意見に対する市の考え方はまとめて公表できる（第8条第3項）
- 個別回答は行わない（第8条第4項）
- 公表の省略（第8条5項）

結果の公表（第8条第2項）

- ア 提出された意見の概要
- イ 意見に対する市の考え方
- ウ 計画等の案の当該修正内容

議決を要する計画等

市議会へ提案・議決

計画等の施行・実施